**敦賀省エネ補助金（敦賀市省エネ設備導入支援事業）　交付要領**

1. 目的

この要領は、敦賀商工会議所が実施する、敦賀省エネ補助金（敦賀市省エネ設備導入支援事業）に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

２．補助事業の内容

市内の中小企業者が店舗・工場・事務所等での電気代等の経費低減を図る為、省エネ設備の導入により省エネ対策を行う事業内容とする。

３．補助対象経費

補助対象経費は、２．の事業に要する経費であって、下記＜補助対象経費＞に定める経費のうち、敦賀商工会議所が必要と認める経費とする。ただし、経費に係る消費税および地方消費税額は補助対象経費から除く。

＜補助対象経費＞

・設備導入経費（経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」において、申請日時点で補助対象経費（ユーティリティ設備）として登録、公表されている製品又は同等以上の省エネルギー効果を有する製品）

・その他付帯する費用

（参照）

「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」補助対象設備一覧ＵＲＬ

https://sii.or.jp/setsubi05r/search/

４．補助率および補助金額

補助金の額は、補助対象経費の２分の１で敦賀商工会議所が定めた額とし、１事業者当たり５０万円を限度とする。

５．補助対象期間

補助金交付事業の補助対象期間は、交付決定の日から敦賀商工会議所が指定する期間までとする。

６．補助事業の採択基準

補助対象となっている設備の導入により、事業者の省エネ対策が期待できるものと敦賀商工会議所が判断した場合に、予算の範囲内で採択するものとする。

７．補助金交付決定の手続き

敦賀商工会議所は、次の手続きにより補助金交付事業を決定するものとする。

（１）事業者は、補助金交付に関する交付申請書（様式第１号）を作成し、敦賀商工会議所が別に定める期日までに、敦賀商工会議所に提出するものとする。

（２）敦賀商工会議所は事業者から交付申請書（様式第１号）を受理した後、採択事業者に対し交付決定通知（様式第２号）を行う。

８．補助金の交付条件

敦賀商工会議所は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

①補助事業の内容の変更をする場合、様式第３号の補助事業計画変更承認申請により敦賀商工会議所の承認を受けること。

②補助事業を中止、または廃止する場合、様式第４号の補助事業中止（廃止）申請書により敦賀商工会議所の承認を受けること。

③補助事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は敦賀商工会議所に報告し、敦賀商工会議所の指示を受けること。

９．軽微な変更

補助金の経費配分の変更について、事業目標の範囲内で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

（１）補助対象経費の各経費区分において２０％の範囲内の変更(補助対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の２０％以内の変更額の増減のもの)で補助金の総額に変更を生じないもの

（２）助成事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更（補助事業の細部の変更）

１０．補助事業の遂行

補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途へ使用してはならない。

１１．補助事業の実績報告

（１）補助事業者は、当該補助事業の完了後、３０日を経過する日、又は指定する期日の何れか早い日までに様式第５号の補助事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

（２）補助事業者は、（１）の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

１２．補助金額の確定

敦賀商工会議所は、補助事業者から実績報告書（様式第５号）の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の検査を行うほか、現地調査等を行い、補助金額を確定し、補助事業者に対し確定通知（様式第６号）を行う。

１３．補助金の請求

補助事業者は、補助金確定後、敦賀商工会議所に補助金の請求（様式第７号）を行う。

１４．補助金の支払い

敦賀商工会議所は１２．により交付すべき補助金の額を確定したのち、１３．により補助金の交付請求を受けた後、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

１５．交付決定の取消し

敦賀商工会議所は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

①本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および補助事業者が補助金を他の用途へ使用した場合

②補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

③敦賀商工会議所の承認を受けずに、当該補助事業を廃止（中止）した場合

④当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合

１６．補助金の返還

敦賀商工会議所は、１５．の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助事業者は、敦賀商工会議所が定める期日までに返還しなければならない。

１７．財産の管理及び処分

（１）補助事業者は、当該助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

本補助事業により、導入した設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において規定された耐用年数以内に（財産）処分した場合は、残存簿価、又は譲渡額のいずれか高い額について、補助金の範囲内で返還しなければならない。

また補助事業者は、耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ、敦賀商工会議所に財産処分承認申請書（様式第８号）を提出し、敦賀商工会議所の承認を受けなければならない。

（２）補助事業者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（３）敦賀商工会議所は、（１）の期間中において必要があると認めたときは、補助事業者の管理状況を調査することができるものとする。

１８．助成金の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

１９．廃業する場合の措置

補助事業者は、補助事業の完了した日から３年未満で廃業を行う場合は、敦賀商工会議所に対しその旨を報告しなければならない。

２０．調査

　敦賀商工会議所は、この要綱の適正な運用を図るため、必要があるときは、補助事業者に対し、エネルギー削減量等について、必要な書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

２１．その他の事項

敦賀商工会議所は、補助金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる｡

附則

（施行期日）

本交付要領は令和５年１０月２４日から施行する。

（施行期日）

本交付要領は令和６年５月２４日から施行する。